

学校における感染症の種類と出席停止について

保体部・教務部

感染症の予防に関しては、感染症予防法を始めとする諸法令があり、学校の生徒にも適応される。学校は、抵抗力の弱い児童生徒の集団生活の場であり、集団的に感染・発病する危険性が高いので、学校保健安全法(第19・20条)により、特に予防措置を規定している。

学校感染症の種類と出席停止期間については、下記のように定められている。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱	治癒するまで
	痘そう 南米出血熱 ベスト	
	マールブルグ熱 ラッサ熱	
	急性灰白髄炎(ポリオ) シンテリア	
	重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)	
	中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る)	
	特定鳥インフルエンザ(H5N1またはH7N9)	
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎 菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日経過をするまで	
第三種	コレラ 細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	
	手足口病 伝染性紅斑	
	溶連菌感染症 ウイルス性肝炎	
	流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)	
	マイコプラズマ感染症 ヘルパンギーナ他	

* 保護者より上記の疾病を理由とした欠席の連絡があった際に以下の書類が必要である旨お伝えください。

	5 類感染症(新型コロナ、インフルなど)
授業日	・インフルエンザ治療薬・新型コロナ治療薬の説明書や処方箋
考查期間中	・検査結果報告書(+や陽性の記述があるもの)

※上記枠内の書類には、本人の名前、日付、医療機関の記載があること。

※上記枠内の書類を撮影したものを印刷したものを提出してもよい。

※診断書や本校 HP の証明書(病名・治療期間が必要)を提出してもよい。

・提出された書類(原本)は、教務部へご提出ください。

・考查中の欠席については、証明書と併せて、考查欠席届も提出するよう、ご指導お願いします。